大阪府立体育会館等指定管理者の モニタリングについて

体育会館・臨海スポーツセンター・漕艇センター・門真スポーツセンター

平成29年8月21日

大阪府教育庁 教育振興室保健体育課

		-
/		
L		
1		J

第1章	指定管理者のモニタリングついて	
1	評価の目的	P 4
2	評価の流れ	P 4
3	評価の段階	P 5
4	評価の手法	P 6
5	評価結果の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
6	スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
	対応方針 評価結果に基づく対応方針 ······ 改善方針実施に向けたスケジュール(28年度~29年度) ····· 改善のための対応方針 ·····	P13 P14 P15
参考		
1	大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則	P17

第1章 指定管理者のモニタリングについて

1 評価の目的

大阪府立のスポーツ施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間企業等が公の施設を弾力的に管理運営することで、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

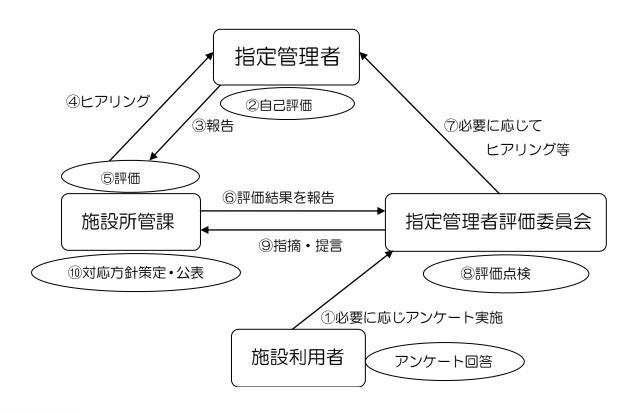
今後も施設運営の品質を安定的に提供するため、大阪府では、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施することとした。

モニタリングとは、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくために実施するものである。

2 平成29年度の評価の流れ

- 1. 必要に応じ施設利用者からの意見(アンケート実施)
- 2. 指定管理者が自己評価
- 3. 指定管理者が施設所管課(保健体育課)へ自己評価結果を報告
- 4. 保健体育課が指定管理者へヒアリング
- 5. 保健体育課が指定管理者を評価
- 6. 保健体育課が指定管理者に対して行った評価結果を評価委員へ報告
- 7. 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対して立入検査や指定管理者へのヒアリングを実施
- 8. 評価委員会が保健体育課の評価の内容について点検を実施
- 9. 評価委員会が保健体育課に対して指摘・提言
- 10. 保健体育課が対応方針を策定・公表

平成29年度の評価の流れ



3 評価の段階

- 1. 指定管理者による自己評価
- 2. 施設所管課(保健体育課)による評価
- 3. 評価委員会による評価(保健体育課が行った評価のチェック)

4 評価の手法

① 評価方法

指定管理者から提出のあった自己評価表及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、 評価表の評価基準項目及び総括の評価について、下のとおり4段階で評価する。

評 価		基準
S	優良	提案項目以上の実施状況が認められるもの
Α	良好	提案項目どおりの実施状況が認められるもの
В	ほぼ良好	ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの
С	要改善	提案項目の実施が今年度は進んでいないもの

② 評価基準項目の評価

評価基準の1項目を4点満点で評価し、項目数に応じて下表のとおり評価する。 4点:S優良、3点:A良好、2点:Bほぼ良好、1点:C要改善

③ 総括の評価

それぞれの評価項目(I~Ⅲ)の総括の評価は、上表で評価した1項目を4点満点とし、項目数に応じて下表のとおり評価する。

4点:S優良、3点:A良好、2点:Bほぼ良好、1点:C要改善

【例】評価項目 II で(1)はS(4点)、(2)はA(3点)、(3)はB(2点)の場合 3項目あるので $12点満点 <math>\Rightarrow 4+3+2=9$ 点 \Rightarrow 総括評価 A

評価	点数	。			
項目数	灰洲	S 優良	A 良好	B ほぼ良好	C 要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8~7	6~5	4~3	2
3	1 2	12~11	10~8	7~5	4~3
4	1 6	16~14	13~10	9~6	5~4
5	2 0	20~18	17~13	12~9	7~5
6	2 4	24~21	20~15	14~10	8~6
7	2 8	28~25	24~18	17~12	11~7

④安定的な運営が可能となる財政基盤の評価

指定管理者である法人等事業者の経営状況について、下の4つの指標を用いて「安全性」と「収益性」との確認を行う。比率は、「貸借対照表」と「損益計算書」から算出する。

指標1

自己資本比率 〔安全性〕

自己資本比率=自己資本÷総資本

総資産(資産合計)に占める自己資本(純資産合計)の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らずに経営をしているかを示している。比率が高いほど借金(負債合計:他人資本ともいう)に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。一般的な目安としては、30%以上の場合は普通、50%以上の場合は高いとされている。

指標2

流動比率〔安全性〕

流動比率=流動資産÷流動負債

法人の短期的な支払い能力を示す指標。1年以内に現金化できる資産を「流動資産」、1年以内に支払いを要する負債を「流動負債」と言い、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。つまり、流動資産(すぐに準備できるお金)のほうが多いほど、支払い能力が高いことを示している。一般的な目安としては、200%以上が理想といわれているが、日本では120~150%程度とされている。

固定比率=固定資産÷自己資本

固定資産をどの程度、自己資本で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、又は換金しない固定資産を、返済義務のない・自前の資金である自己資本(純資産合計)でどれだけ賄えるかを比較する。一般的な目安としては、100%以下が理想といわれているが、日本では100~120%の範囲で健全、200%を超えると黄信号とされている。

指標4

総資本経常利益率

〔収益性〕

総資本経常利益率=経常利益・総資本

法人の総合的な収益力を示す指標。法人の総資産(資産合計)に対して、どれだけの経常利益(本業を含め普段行っている継続的な活動から得られる利益)を稼ぎ出しているのかを示している。比率が高いほど資本を効率的に運用し、収益をあげているかを示している。



記載例

項目	H26実績	H27実績	H28実績	見方の目安
①自己資本比率	38.6%	33.2%	40.0%	良い傾向であり良好
②流動比率	180.7%	175.2%	157.1%	下降傾向であるが標準的
③固定比率	120.5%	140.7%	112.5%	改善されており健全
④総資産経常利益率	8.8%	7.9%	10.0%	良い傾向であり良好
評 価	流動比率は下降傾向であるが、全般的に良好と判断される。			

5 評価結果の活用

- ▶ 対応方針の策定(施設所管課(保健体育課)) 評価委員会の評価結果を踏まえ、施設所管課(保健体育課)が対応方針を策定し、指定管理者へ 指摘、提言等を行い、より一層の運営改善を促す。
- ▶ 評価結果の公表(保健体育課) 保健体育課は、評価委員会の評価結果及び指摘・提言並びに対応方針について、大阪府のホームページに掲載する。
- ▶ 年度計画への反映及び改善方策工程表の作成(指定管理者) 指定管理者は、評価委員会で指摘、提言のあった事項の改善に向けて、次年度の事業計画に反映 するとともに、評価結果がC(要改善)の場合及び今後実施予定の事業については、改善方策実 施の工程表を作成し、次年度での実施に努める。
- ▶ 改善方策の進捗状況の把握(保健体育課) 評価委員会で指摘、提言のあった事項及び評価結果がC(要改善)の場合及び今後実施予定の事業について、評価の翌年度の早い時期に、指定管理者へのヒアリング等を実施し、進捗状況を把握する。

6 スケジュール

平成29年度スケジュール

一一人	72 - 11
時期	内 容
8月	・平成29年度第1回評価委員会:平成28年度の実績報告等 ・前年度の評価委員会の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング
10月	・指定管理者による自己評価(9月末時点。期間は1年間)
1 1 月	・指定管理者へのヒアリング ・保健体育課による評価
12月	・第2回評価委員会による評価(指摘・提言)
2月	・保健体育課において対応方針策定、指定管理者に指摘·提言 ・指定管理者が改善方策工程表作成
3月	・対応方針及び評価結果を公表 ・指定管理者が次年度事業計画策定

ア成30年度スケジュール

時期	内。 容
7月	・平成30年度第1回評価委員会:平成29年度の実績報告等 ・前年度の評価委員会の指摘、提言事項の進捗状況をヒアリング ・前年度の利用者満足度調査結果を踏まえた運営改善方策の報告
10月	・指定管理者による自己評価(9月末時点。期間は1年間)
11月	・指定管理者へのヒアリング ・保健体育課による評価
12月	・第2回評価委員会による評価(指摘・提言)
2月	・保健体育課において対応方針策定、指定管理者に指摘·提言 ・指定管理者が改善方策工程表作成
3月	・対応方針及び評価結果を公表 ・指定管理者が次年度事業計画策定

第2章 対応方針

1 評価結果に基づく対応方針

評	严 価	基準	対 対応方針 がある	
S	優良	提案項目以上の実施状況 が認められるもの	○なし(引き続き、優良な運営に期待)	
A	良好 提案項目どおりの実施状 況が認められるもの		○なし(さらなる運営努力を期待。) ただし、評価委員会から指摘・提言のあった事項は、改善の ための対応方針(別紙)の提出を求める。	
В	ほぼ良好	ほぼ提案項目どおりの実 施状況が認められるもの	○さらなる運営努力を促すとともに、改善のための対応方針 (別紙)の提出を求める。なお。評価委員会から指摘・提言の あった事項についても同様とする。	
С	要改善	提案項目の実施が今年度 は進んでいないもの	○提案項目の早期実施を要求するとともに、改善のための対応 方針(別紙)の提出を求める。○2年連続で改善が認められない場合は、その理由について、 書面での提出及び報告を求める。○指定管理の事情により提案項目の実施が困難な場合は、その 理由について、書面での提出及び報告を求める。	

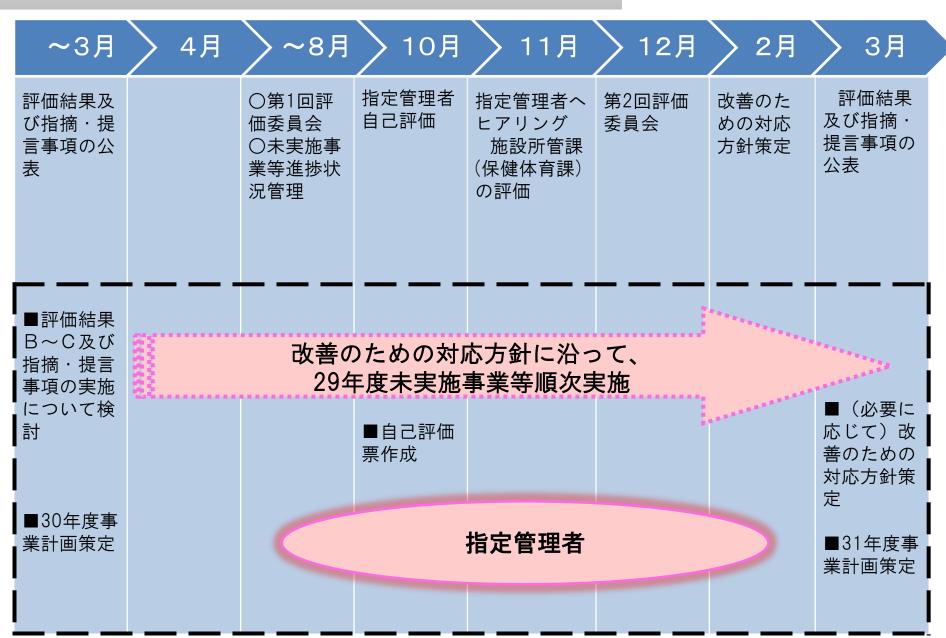
▶ 評価項目 II 「さらなるサービスの向上に関する事項」は、公募時にはない項目であるため、改善のための対応方針等の提出は求めない。(ただし、評価委員会から指摘・提言のあった場合は除くものとする。)

> 参 考

「管理運営業務契約書」 第10条第3項

甲は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、実地調査し、必要な支持をすることができる。(甲:大阪府教育委員会、乙:指定管理者)

2 改善方針実施に向けたスケジュール(29年度~30年度)



3 改善のための対応方針

施設名

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画等への反映内容
		29年度未実施 の事業 評価委員会の 評価がの でのが のがでのが のがでのが が評価を があったものが が言いるが言の が言いるが言いるが言いるが言いるが言いる。 が記がで課に	評価委員会及び施設 所管課による評価に よって、改善が必要 とするものへの対応 方針を記載	事業計画反映内容若し くは、事業計画への反 映がない場合の対応を 記載
		よる評価内容 から改善が必 要とするもの		

参考

1 大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府体育会館等指 定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定め るものとする。

(職務)

第二条 委員会は、大阪府教育委員会の諮問に応じて、大阪府附属機関条例第二条第二項に規定する事項について調査審議し、 意見を述べるものとする。

(組織)

- 第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。
 - 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、大阪府教育委員会が任命する。
 - 3 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 委員長は、会務を総轄する。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第六条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
 - 2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
 - 5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。 (報酬)
- 第七条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定色等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、大阪府教育委員会事務局教育振興室において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される大阪府立体育会館等指 定管理者評価委員会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十八 年三月三十一日までとする。

附 則(平成二八年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。